

特記仕様書

工事名：県単道路維持（一般）及び県単排水整備合併工事（R8野田管内その2）

路線名：（主）結城野田線 外

施工箇所：野田市 清水 外

第1章 総 則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト

方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する

(1) アスファルト廃材、コンクリート廃材及び路盤廃材は、野田市目吹砂田 2341 地先の片道運搬距離 9.2km の木名瀬商事(株)リサイクル工場（受入れ時間 8 時 00 分～17 時 00 分）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

受け入れ場所 千葉県八千代市吉橋 1075-9
千葉県丸辰道路(株)八千代工場
片道運搬距離 40.5km
受入れ時間 9 時 00 分～17 時 00 分

4. 建設発生土の適正な処理

1. 床掘り土は埋戻しに流用するものとする。
2. 残土の搬出先は、野田市瀬戸 95-91 地先 水堰橋取付高架橋下残土ヤード片道運搬距離 13.5km とする。
上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条 工事中の安全確保

1. 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

施工予定箇所	27箇所（うち側溝蓋交換が5箇所）
1箇所に必要な誘導員	2人（側溝蓋交換は1人）

3. 当該箇所は交通量の多い道路であることから、工事予告等を十分に行い、渋滞等、交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。
4. 安全施設については、所定の位置に整然と設置し、遠方からでも確認し得るように、曇天時は反射装置や照明を施すものとする。

第4条 工期等

本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
その他の不稼働日（年末年始）	6日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第5条 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

但し、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第6条 使用材料

使用材料については、図面及び数量集計表によるものとする。

第3章 施 工

第7条 準備工

1. 施工前に監督職員と事前打合せを行うこと。
2. 施工前に、近隣住民に工事案内をすること。

第8条 出来形・品質管理関係

施工前に縦横断測量を行い、施工計画に縦横断計画を記載し、その計画に基づき基準高管理を行うこと。その際、マンホール等の高さ調整が必要な場合は、監督職員に報告を行うとともに、監督職員の指示を受けなければならない。

第9条 排水構造物工

1. 新設の側溝及び横断函渠、集水桝の接続については、雨水の円滑な流れを確保するとともに、接続部からの漏水等が起きないように工夫を凝らすこと。
2. 下層路盤は20cm、上層路盤は15cmを一層毎の目安とし、突き固めるように施工を凝らすこと。

第10条 透水性舗装

透水性歩道舗装設計・施工・管理指針を遵守すること。

第11条 アスファルト舗装工

1. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
2. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。

3. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
4. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10 cm以下となるようまき出さなければならない。
5. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
6. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリッドを混合物の温度程度に加熱する。
 - 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
 - 6) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。
7. 5℃以下で施工する場合は、本条第7項の規定によらなければならない。
8. プライムコートの使用量は1.20/㎡とし、タックコートの使用量は0.40/㎡とする

第4章 その他

第12条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

特記仕様書別表

詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交代制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない